

# 理事長給与の設定に要注意! 2013年から給与所得控除に上限

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士  
森部 章

個人立の診療所を医療法人化する際、院長自身の理事長給与をいくらにするかは重要な問題である。法人と個人の所得配分によって、トータルの税負担が変わってくるからだ。さらに、2013年から年収1500万円超の高額給与所得者は増税となることが決まっており、理事長給与も例外ではない。

そこで、理事長給与に関する税制の最新動向と、法人運営に当たっての重要なポイントを解説する。

## 給与年収1500万円超は増税

医療法人の理事長は、給与という形で法人から報酬を受けるため、税制上は「給与所得者」に該当し、その額に応じた給与所得控除を受けられる。この

控除は、サラリーマンに概算の必要経費を認めるもの。これまでは収入に応じて最低でも5%の控除ができた。

この制度が2013年から改正され、年収1500万円以上の給与所得者の控除額に上限(245万円)が設けられた。所得税は所得が増えるほど税率も上がる累進課税。表1の例では年収2400万円以上が最高税率50%の適用で、給与所得控除減額分の50%の増税となる。

なお、年収2000万円超の役員給与について給与所得控除額を125万円まで縮減する案は、2012年度の税制改正では実現が見送られた。

## 総税金コストで考える

2011年6月に実施された厚生労働省

の「医療経済実態調査」によれば、無床診療所を経営する医療法人の利益率は4.4%。個人立診療所の26.7%を大きく下回っている。利益の多くを理事長などの役員給与に回しているためだ。

医療法人では、法人と理事長個人との所得配分をいかに最適化するかが運営の大きなポイント。以下の視点でシミュレートし、金額設定を検討したい。

## (1) 総税金コストの最少化

理事長給与は医療法人の経費となるため、理事長給与の額を増やせば法人税などは減少するが、理事長個人の所得税・住民税は増加する。法人と個人の税金を合計した総税金コストが、最少となる給与額を考える必要がある。

例えば役員給与を差し引く前の診療所の利益を5000万円として、役員給与の金額を500万円刻みで総税金コストを試算したのが表2だ。役員給与年額を1000万円あたりに設定すると最も総税金コストが低くなる。個人の所得税は、累進税率で最高50%(復興特別税を除く)に達することから、個人所得が増えるほど総税金コストは上昇する。今回の給与所得控除の縮小により、こ

の傾向はさらに強まった。

## (2) 基金返還の準備

基金拠出型の医療法人では、設立時に理事長が拠出した基金を、設立後理事長に現金で返還できる。また、医療機器など既にある固定資産を現物で法人へ拠出し、一定期間後に現金で返してもらえば、その時点の理事長のキャッシュフローにプラスの効果を与える。

ただし、基金を返還

する場合、医療法人に返還額以上の利益が蓄積されていなければならない。理事長給与が高額すぎるとこの条件を満たせなくなる可能性がある。

そのため、将来の基金の返還計画を立てた上で理事長給与を設定し、返還額に見合う利益を蓄積していく必要がある。基金の返還には税金は課されないため、設立当初は法人にある程度の利益を計上し、返還財源に充てることも考えたい。

## 改定のチャンスは年一度

役員給与額設定に関しては、法人の利益調整を制限する狙いから、税務上多くの制約が設けられている。

## (1) 改定時期

第一に、年途中で自由に金額を増減することはできない。例えば、当初理事長給与を月額100万円スタートし、業績が好調で決算前に300万円に増額した場合、差額の200万円は法人の損金として認められない。金額の改定は

表2●医療法人の理事長給与設定シミュレーション

単位:万円

個人事業の場合			医療法人の場合						D=B+C	個人～法人比較(A-D)
所得税・個人住民税			法人税・法人住民税			所得税・個人住民税				
事業所得	課税所得	A. 税額	法人所得	B. 税額	役員報酬	給与所得控除	課税所得	C. 税額		
5000	4810	2125	5000	1445	0	0	0	0	1445	681
			4500	1291	500	154	146	22	1313	813
			4000	1105	1000	220	580	131	1236	889
			3500	955	1500	245	1055	300	1255	870
			3000	806	2000	245	1555	515	1321	805
			2500	656	2500	245	2055	748	1404	721
			2000	507	3000	245	2555	998	1505	621
			1500	357	3500	245	3055	1248	1605	520
			1000	208	4000	245	3555	1498	1705	420
			500	95	4500	245	4055	1748	1843	283
			0	7	5000	245	4555	1998	2005	121

注)1. 医療以外の所得はないものとする  
2. 所得控除額は、扶養控除(2人分)+社会保険料控除=概算200万円としている  
3. 事業税は非課税として計算している  
4. 復興特別税は考慮していない

年に1回、事業年度開始から3カ月間に限られる。これは定時の社員総会で決算の承認を受けるタイミングと同じだ。

## (2) 金額の妥当性

役員給与は、「同業種・同規模の法人の平均的水準に比べ著しく高額でない金額」が損金算入の条件。しかし明確な基準はなく、現実にはこれを根拠に役員給与を過大と認定するのは税務署側にとって難しい。そこで税務調査の折には、次の点がチェックされる。

## ①勤務実態の有無

理事長の妻などの親族で勤務実態のない理事や監事に、高額な給与を支払っている場合は否認の可能性が高い。

## ②設定・改定時の証拠書類

額を決めた際の社員総会・理事会などが適法に行われ、議事録が作成・保管されているかどうか問われる。

調査で思わぬ追徴を受けないためには、理事長はもちろん理事や監事の給与に関しても、適正な運用が必要だ。

森部の アドバイス 個人・法人で最適化 金額の改定は慎重に



理事長給与の設定は、医療法人経営の重要テーマの一つです。個人と法人の税率の違いや基金の返還制度をうまく利用して、個人と法人のキャッシュフローを最適化するような設定をシミュ

レートしてください。

また、金額の改定についても、税務調査で追徴課税とされないよう税務上の取り扱いや手続きを踏まえた対応が必要です。

イラスト◎やまもと 妹子

表1●給与所得控除の改正による所得税・住民税への影響

単位:千円

月額	年収	給与所得控除			所得税+住民税額		
		改正前	改正後	差し引き	改正前	改正後	差し引き
1,000	12,000	2,300	2,300	0	1,775	1,775	0
1,250	15,000	2,450	2,450	0	3,001	3,001	0
2,000	24,000	2,900	2,450	-450	6,754	6,979	225
3,000	36,000	3,500	2,450	-1,050	12,454	12,979	525
5,000	60,000	4,700	2,450	-2,250	23,854	24,979	1,125
10,000	120,000	7,700	2,450	-5,250	52,354	54,979	2,625

注) 所得控除(扶養控除、社会保険料控除)を200万円として試算している